

帝京安積・安積商業高校サッカーチームOB会会則

(名称及び構成)

第1条 本会は帝京安積高校サッカーチームOB会と称し、次の会員で構成する。

- (1) 帝京安積・安積商業高校サッカーチーム出身者とする。**卒業生は原則的に入会する。**
- (2) 中途退籍者に於いては、会員2名以上の推薦を受け、総会の承認を受けた者。

(目的)

第2条 本会は、帝京安積高校サッカーチームの発展強化に寄与し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 事務所を会長宅に置く。

(役員の構成と委嘱)

第4条 本会に次の役員を置く。

(1) 役員の構成と役員数

最高顧問	1名	
顧問	1名	(会員の推薦により、総会での承認が必要)
会長	1名	(幹事会の互選により、総会での承認が必要)
副会長	若干名	(幹事会の互選により、総会での承認が必要)
事務局長	1名	(幹事会の互選により、総会での承認が必要)
幹事	定員なし	(卒業年次を勘案し、総会での承認が必要)
会計	2名	(幹事会推薦により、総会の承認が必要)
監査役	2名以上	(幹事会推薦により、総会での承認が必要)

(2) 委嘱

顧問が会員総会の決議を経てこれを委嘱する。

(役員の任務)

第5条 各役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を総括し本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐して会務を総括し、会長が事故あるときはあらかじめ会長の指名するところにより会長の職務を代行する。
- (3) 顧問は会長及び幹事会の諮問に応じ助言をする。
- (4) 幹事は幹事会を組織して本会の会務一切を企画実行する。但し、主要事項については会員総会の決議を経なければならない。

(5) 監査役は本会の事業及び会計を監査する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は次のとおりとする。

(1) 会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(2) 副会長、及び事務局長と幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。

(総会)

第7条 会員総会は会長によって招集され、原則として年1回開催する。**卒業初年度は全員出席する事とする。(遠隔地在住者はこの限りではなく、出席出来ない者は委任状の提出を求める)**

会員の総会開催要求によって、必要に応じて会長は隨時招集することができる。議長は、会長が務める。

(決議)

第8条 総会の議決は出席会員の過半数による。ただし、会則改正に関しては、総会出席会員の3分の2以上の多数をもってこれを決する。

(幹事会)

第9条 幹事会は会長、副会長、幹事、で構成して隨時開催し、その決議及び議長は総会に準じて行う。

会長は幹事会の決議事項および、行動に関して会員に適宜報告する。

(監督及びスタッフ選任)

第10条 本会はチーム運営に関する事項は関与しない。

(会計)

第11条 本会の運営資金は会費、寄付金その他の諸収入によって賄う。

(会費)

第12条 会員は会費を次のごとく、毎年度会計幹事宛て納めなければならない。

・入会金 3,000円

・卒業時年会費 一口2,000円

・卒業2年目以降年会費 一口5,000円 (役員は2口以上が望ましい)

会費の納入時期は、原則、毎年度4月末日迄とする。

納入方法は、**事務局より郵送される**所定の振込用紙にて振込むこととする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日迄とする。

(慶弔の取扱い)

第14条 慶弔関係は会長の承認を受け次のとおり取扱う。

- (1) 会員すべてを対象に、結婚の祝電及び本人死亡時の弔電。
- (2) 顧問・幹事経験者には、結婚の祝電及び本人死亡時の弔電及び供花。

(その他・除名及び届け出義務)

第15条

1. 反社会的組織に属した者、犯罪歴が有る事が発覚した場合、除名処分とする。
2. 本会の会員で不都合の行為があった者、若しくは事故なくして会費を納入しない者は会員総会の議を経て除名することができる。
3. 会員は氏名、住所、に変更があった場合は速やかに本会事務所に通知しなければならない。
4. 必要に応じて支部を設けることができる。

(規約の改正)

第16条 本会則の改正は、総会出席会員の3分の2以上の多数をもってこれを決する。

(付則) 本会則は平成27年9月1日より施行する。

令和元年11月1日改訂（追記） 第1条・第7条・第12条